

## 結城市移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して結城市に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

### 1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～③の <b>いずれか</b> に該当する。	はい・いいえ
<input type="checkbox"/> ①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/> ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 ※東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（雇用保険の被保険者としての就業に限る。）については、当該通勤をしていた期間に、修業年限を上限（高等専門学校は、2年を上限とする。）として当該通学をしていた期間も含めることができる。	
<input type="checkbox"/> ③「上記①と②を合算した期間」が通算して5年以上である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～③の <b>いずれか</b> に該当する。	はい・いいえ
<input type="checkbox"/> ①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/> ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 ※東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（雇用保険の被保険者としての就業に限る。）については、当該通勤をしていた期間に、修業年限を上限（高等専門学校は、2年を上限とする。）として当該通学をしていた期間も含めることができる。 ※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/> ③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

### 2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)の <b>いずれか</b> に該当する。	はい・いいえ
(1)テレワークに関する要件 下記①～⑤の <b>全て</b> に該当する。	
<input type="checkbox"/> ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
<input type="checkbox"/> ②原則として、恒常的に通勤せず、週20時間以上テレワークにより勤務すること。	
<input type="checkbox"/> ③国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
<input type="checkbox"/> ④勤務先から通勤手当（定期券相当の交通費）の支給を受けていないこと（通勤実績がある場合は要相談）。	
<input type="checkbox"/> ⑤申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、市内に住宅を新築し、又は購入したこと（本申請までに新築又は購入予定である場合を含む。）。	

(2)関係人口に関する要件 下記①～②の <b>全て</b> に該当する。	
<input type="checkbox"/>	①転入日より前に結城市に来訪し、移住に関する相談をしている。
<input type="checkbox"/>	②以下ア～ウの <b>いずれか</b> に該当する。
<input type="checkbox"/>	ア 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業又は承継する。
<input type="checkbox"/>	イ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている。 （※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定
<input type="checkbox"/>	ウ 地域の観光・伝統産業の振興や6次産業化に資する事業の起業又は就業若しくは承継をする。 ※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。 【事業分野】 <input type="checkbox"/> 観光の振興（業種：） <input type="checkbox"/> 伝統産業の振興（業種：） <input type="checkbox"/> 6次産業化（業種：）
(3)就業に関する要件（一般の場合）下記①～③の <b>全て</b> に該当する。	
<input type="checkbox"/>	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること（予定を含む）。
<input type="checkbox"/>	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約であること。
(4)就業に関する要件（専門人材の場合）下記①～③の <b>全て</b> に該当する。	
<input type="checkbox"/>	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること（予定を含む。）。
<input type="checkbox"/>	②週20時間以上の無期雇用契約であること。
<input type="checkbox"/>	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
(5)起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること（予定を含む。）。

### 3 その他の要件

下記①～②の <b>全て</b> に該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。	

### 4 世帯の場合

下記①～②の <b>全て</b> に該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。	
<input type="checkbox"/>	②申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 ※申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が3箇月以上1年以内である必要あり。	